



2012年 9月号

# 竹内総合会計事務所 通信

みなさまの経営のお役に立つ情報を発信します！



TAKEUCHI ACCOUNTING OFFICE  
One Stop Management 竹内総合会計事務所

## ◆ 所長よりごあいさつ

7/31に閣議決定されました日本再生戦略には震災・原発事故からの復活、デフレ脱却、日本再生のための具体策が織り込まれております。

我々、中小企業にとっては、来年3月に期限切れを迎えます金融円滑化法の対応が気になるところです。

そんな中で、8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行されました。この法律は、中小企業の経営力の強化を図るため、①中小企業の支援事業を行う者を認定し、その活動を後押しするための措置、及び②中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講じています。

まずは、中小企業経営にとってどんな影響があるのか見極めたいところです。(竹内)

## ◆ 経営力アップ

### 【平成24年度下半期の中小企業金融対策について】

8月31日に中小企業庁から平成24年度下半期の中小企業金融支援策が発表されました。その内容は大きく4つに分類されます。

- ①セーフティーネット保証5号(100%保証)の活用
- ②東日本大震災復興緊急保証、小口零細企業保証等の活用
- ③セーフティーネット貸付の活用
- ④経営力強化保証制度の創設

①のポイント、保証協会等の100%保証対象業種が現行は原則全業種対象ですが、本年11月1日以降、業況が改善した業種については指定業種から外れます。これに対するソフトランディング措置として、現在の基準(最近月の売上高等が前年同月比5%以上減少等)に加え、一層緩和した基準(最近月の売上高等がリーマンショック前(4年前)比5%以上減少等)を適用し、厳しい業況にある業種に属する中小企業の支援するということです。

③のポイント、社会的な要因(円高など)による一時的な業況悪化企業に対して、日本政策金融公庫がセーフティーネット貸付を実施する内容です。旧国民生活金融公庫と旧中小企業金融公庫で貸付限度額、金利が異なります。詳しくは下記アドレスでご確認下さい。(北川)

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2012/0831FinancePolicy.htm>

## ◆ 税について

### 【相続時精算課税制度について(贈与税)】

贈与税は、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与により取得した財産に課せられる税金です。ただし、贈与税には基礎控除額(110万円)があり、1年間にもらった財産の合計が基礎控除額(110万円)以下であれば、申告の必要はありません。これを1年単位で見ることから暦年課税方式といいます。

贈与税の課税方式には、この暦年課税方式の他に、相続時精算課税方式というものが有ります。相続時精算課税方式では、相続が起きたときに、生前に贈与した財産を相続財産にプラスして、相続税の計算をします。その代わりに、贈与税は、暦年課税よりも優遇されています。

贈与する財産が2,500万円までは贈与税がかからず、また、税率も一律20%となります。※住宅取得資金などの特定の財産で一定の要件を満たしていれば、控除枠がさらにプラスされるものもあります。

この方式を選択する場合には、贈与税の申告期限までに、税務署に届出書を提出する必要があります。ただし、一旦、選択すると暦年課税方式に戻ることはできませんので、注意が必要です。詳しくは、弊社各担当者までご確認ください。(浅井)

## ◆ 社会保険

### 【厚生年金保険料の改定】

厚生年金の保険料率が2012年9月(10月末支払分)から16.766%(前年16.412%)に引き上げられます。この保険料率は、毎年0.354%(労使折半)ずつ上がり、2017年度には年収の18.30%(労使折半)まで引き上げられることが決まっています。

この厚生年金ですが、2017年までに共済年金と一緒にすることが計画されています。公務員の加入する共済年金の給付水準が高いので、これを統一して、公務員の給付を抑えようというのが表向きの理由とされています。

しかし本当のところは、将来の支える人数が厚生年金の場合、現役世代2人で年金受給者1人に対して、共済年金は現役世代1人で年金受給者1人になる前に一緒にしておこうという裏事情があるようです。

では、年金が破綻する？と言われていますがどうなのでしょう。まず保険料の値上げと受給額の抑制でなんとかつじつま合わせを行い、その上で税金を投入するという奥の手を使うでしょう。国家が破綻しない限りは大丈夫？かどうかは誰もわからないのではないのでしょうか。(衣川)

